

東京都名誉都民選考委員会設置要綱

昭和55年8月15日

改正 昭和60年7月1日

改正 平成2年7月1日

改正 平成13年4月1日

改正 平成19年4月2日

改正 平成22年7月9日

改正 令和4年3月18日

(設置)

第1 東京都名誉都民候補者（以下「名誉都民」という。）を選定するため東京都名誉都民選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会は知事が委嘱又は任命する次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者12人以内
- (2) 東京都議会議員6人以内
- (3) 東京都職員副知事の職にあるもの

2 委員会に座長を置くこととし、委員の中から互選によって定める。

3 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

4 委員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(招集)

第3 委員会は、必要のつど知事が招集する。

(公開等)

第4 委員会は、名誉都民の事績に係る調査及び検討を行うとき並びに委員会で非公開の決定をしたときは、非公開の取り扱いをすることができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、生活文化スポーツ局文化振興部において処理する。

附 則

この要綱は、昭和55年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。